

平成 29 年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="296 604 1163 823">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="510 1537 943 1600">平成 2 <u>9</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="896 1936 1282 1963">最終改正 平成 2 <u>9</u> 年 4 月 1 日</p>	<p data-bbox="1549 604 2415 823">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1762 1537 2196 1600">平成 2 <u>8</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="2148 1936 2534 1963">最終改正 平成 2 <u>8</u> 年 4 月 1 日</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

平成 29 年度改正	現 行	備 考
<p>第110条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p> <p>2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>第 141 条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26 年3 月28日、国官総第344 号、国官技第319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26 年3 月28 日、国官総第3 4 5号、国官技第3 2 0号、国営施第1 7号、国総施第1 4 1号）による必要な措置をとるものとする。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p>	<p>第110条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。<u>ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。</u></p> <p>2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>（新設）</p>	